

東京都魚食普及員認定要領

令和6年7月16日付6産労農水第902号 制定

令和8年4月1日付7産労農水第1970号 改正

(目的)

第1条 本要領は、東京産水産物の消費促進に向け、次世代の消費を担う児童等を対象に、魚食の魅力やその重要性について、学び、体験する機会を確保するため、東京都（以下、「都」という。）が「東京都魚食普及員」を認定し、小・中学校等における出前授業等の活動を活性化することを目的とする。

(業務内容)

第2条 東京都魚食普及員は、上記目的を達するため、都が東京産水産物等の魚食の促進に関する協定締結を決定した団体（以下、「共同事業者」という。）への都内小中学校からの応募に基づき、応募元の小・中学校にて、東京産水産物等や魚食の重要性について理解を深め、受講生徒の自発的な魚食につなげるための普及啓発を行う。

(認定要件)

第3条 次の（1）から（3）までの要件をすべて満たすこと。

- （1）共同事業者の定める基準に基づき、魚食や食育等について、一定水準以上の知識・経験を有していると認定された者であること
- （2）（1）を満たし、「東京都魚食普及員認定候補者」として共同事業者から都へ推薦された者
- （3）（2）を満たし、都が主催する「東京都魚食普及員養成講習」（以下、「養成講習」という。）の以下の講習のうち①、②を受講し、③を受講もしくは2年以内に受講見込の者
 - ① 東京産水産物とは（座学：1.5時間）
 - ② 東京産水産物と学校給食の繋がり（座学：0.5時間）
 - ③ 東京産水産物の生産・流通現場視察

(申請)

第4条 「東京都魚食普及員認定候補者」として共同事業者より推薦を受ける者で、養成講習を受けようとする者（以下、「認定候補者」という。）は、認定申請書（別記様式1）により、共同事業者を経由して都に提出する。なお、共同事業者は受領した申請書を都に提出しようとするときは、推薦書（別記様式2）を添付するものとする。

(東京都魚食普及員の認定)

第5条 認定候補者が第3条で定める認定要件を満たし、第4条で定める申請書を提出した場合、都は東京都魚食普及員として認定し、認定証(別記様式3)を交付する。

(認定期間)

第6条 認定期間は認定日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、認定要件における生産・流通現場視察を受講見込みの者については認定期間を2年とし、受講の実績をもって、3年に延長する。

2 認定の継続を希望する東京都魚食普及員は、認定期間が終了する1箇月前までに認定更新申請書(別記様式4)を第4条に準じて提出する。都は申請を適切と認めるときは、認定を更新する。

なお、更新後の認定期間は、前項に準ずるものとする。

(東京都魚食普及員認定証の交付)

第7条 都は、認定を行ったときは、申請者に認定証を交付する。

(東京都魚食普及員登録名簿への登載)

第8条 都は、東京都魚食普及員として認定したものを「東京都魚食普及員認定名簿」(別紙様式5)に登載する。

(東京都魚食普及員の公表)

第9条 都は、東京都魚食普及員を認定したときは、認定番号、認定日及び東京都魚食普及員の氏名を東京都のホームページ等に掲載し、公表する。

(認定証書き換え・再交付)

第10条 東京都魚食普及員は、認定申請書の内容に変更が生じたとき及び認定証を滅失又は損傷したときは、認定証書き換え・再交付申請書(別記様式6又は別記様式7)を都に提出し、認定証の書き換え又は再交付を受けることができる。

(認定の取り消し)

第11条 都は、東京都魚食普及員が東京都魚食普及員や都、都の水産業の信用を著しく傷つけたことが確認された場合にあつては、認定を取り消すことができるものとする。

2 都は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該東京都魚食普及

員にその旨通知するとともに、必要に応じて事情を聴取するものとする。

3 都は、1項の規定により認定を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記

様式1（第4条関係）

記入日 年 月 日

東京都産業労働局農林水産部水産課長 様

「東京都魚食普及員」認定申請書

「東京都魚食普及員」の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

◆フリガナ		共同事業者による その他認定名称			
◆氏名		その他認定番号	No.		
生年月日	年 月 日				
住所	〒				
職業又は所属					
連絡先	電話番号				
	Eメールアドレス				
上記以外への 連絡を希望する 場合	勤務先等名称				
	電話番号				
	文書等送付先住所 〒				
連絡可能時間帯	午前・午後 時 ~ 午前・午後 時				
年	月	経歴・職歴等	年	月	経歴・職歴等

※個人情報の取扱いについて、

◆の項目は、都のホームページ上で公開する他、都内学校等へ情報提供することがあります。その他の項目は、認定事務・各種連絡以外の目的では無断で使用しません。申請にあたっては、本取扱いについて同意の上、本申請書を提出ください。

別記

様式2（第4条関係）

「東京都魚食普及員」認定候補者推薦書

年 月 日

東京都産業労働局農林水産部水産課長 様

団 体 名

代表者職・氏名

下記の者は、「東京都魚食普及員」認定候補者として適当と認めますので、関係書類を添えて推薦します。

記

1 認定候補者の住所・氏名

2 推薦理由

別記

様式3 (第5条関係)



認 定 証

〇〇 〇〇 様

あなたを「東京都魚食普及員」として認定します。

記

- 認定番号 第〇号
- 認定日 〇年〇月〇日
- 認定期間 認定の日から〇年〇月〇日まで

〇年〇月〇日

東京都産業労働局農林水産部

水産課長 〇〇 〇〇

別記

様式4 (第6条2関係)

記入日 年 月 日

東京都産業労働局農林水産部水産課長 様

「東京都魚食普及員」認定更新申請書

「東京都魚食普及員」の認定更新をしたいので、下記のとおり申請します。

記

◆認定番号		◆認定年月日	年	月	日
◆フリガナ			共同事業者による その他認定名称		
◆氏名			その他認定番号	No.	
生年月日		年	月	日	
住所	〒				
職業又は所属					
連絡先	電話番号				
	Eメールアドレス				
上記以外への 連絡を希望する 場合	勤務先等名称				
	電話番号				
	文書等送付先住所 〒				
連絡可能時間帯	午前・午後 時 ~ 午前・午後 時				

※個人情報の取扱いについて、

◆の項目は、都のホームページ上で公開する他、都内学校等へ情報提供することがあります。その他の項目は、認定事務・各種連絡以外の目的では無断で使用しません。申請にあたっては、本取扱いについて同意の上、本申請書を提出ください。

別記

様式6（第10条関係）

記入日 年 月 日

東京都産業労働局農林水産部水産課長 様

「東京都魚食普及員」認定内容変更・認定証書き換え交付申請書

「東京都魚食普及員」の認定内容に変更が生じたので、下記のとおり認定内容の変更を申請します。
(また、認定証について書き換え交付を申請します。)

記

◆認定番号		◆認定年月日	年	月	日
◆フリガナ			共同事業者による その他認定名称		
◆氏名			その他認定番号	No.	
生年月日	年		月	日	
住所	〒				
職業・所属					
連絡先	電話番号				
	Eメールアドレス				
上記以外へ送 付希望の場合	勤務先等名称				
	電話番号				
	文書等送付先住所 〒				

※認定申請時の氏名に変更があった場合のみ、旧認定証の返納と引き換えに認定証を書き換え交付します。

※変更が生じた項目のみ記載してください。書き換え交付を要しない場合は、「(また、認定証について書き換えを申請します。)」部分を二重線で取り消してください。

※個人情報の取扱いについて

◆の項目は、都のホームページ上で公開する他、都内学校等へ情報提供することがあります。その他の項目は、認定事務・各種連絡以外の目的では無断で使用しません。申請にあたっては、本取扱いについて同意の上、本申請書を提出ください。

別記

様式7 (第10条関係)

記入日 年 月 日

東京都産業労働局農林水産部水産課長 様

「東京都魚食普及員」認定証の再交付申請書

「東京都魚食普及員」認定証の再交付について、下記の通り申請します。

記

◆認定番号		◆認定年月日	年	月	日
◆フリガナ			共同事業者による その他認定名称		
◆氏名			その他認定番号	No.	
生年月日		年	月	日	
住所	〒				
職業・所属					
連絡先	電話番号				
	Eメールアドレス				
上記以外へ送 付希望の場合	勤務先等名称				
	電話番号				
	文書等送付先住所 〒				
再交付理由	亡失・損傷 その他 ()				

※再交付理由は該当のものに○をしてください。

※損傷の場合の再交付については、旧認定証の返納と引き換えに認定証を再交付します。